資料１

函館市次期廃棄物処理施設整備技術検討部会　設置要綱

（設置）

第１条　函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第７条に基づき，委員会の所掌事務について，専門的かつ技術的な事項を検討することを目的として，函館市次期廃棄物処理施設整備技術検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　部会は，次に掲げる事項について検討協議し，その結果を委員会に報告する。

(1) 中間処理施設の処理方式等に関すること。

(2) 最終処分場の構造等に関すること。

(3) その他部会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　部会は，部会委員５人以内をもって組織する。

２　部会委員は，専門的な知識を有する学識経験者を市長が委嘱する。

（任期）

第４条　部会委員の任期は，市長が委嘱した日から第２条に規定する検討協議が終了し，委員会へ報告した日までとする。

２　部会委員が欠けた場合における補欠の部会委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（部会長）

第５条　部会に部会長を置く。

２　部会長は，部会委員の互選により定める。

３　部会長は，部会を代表し，会務を総理する。

４　部会長に事故等があるときは，部会長があらかじめ指名する部会委員が，その職務を代理する。

（会議）

第６条　部会の会議は，部会長が招集する。

２　部会長は，会議の議長となる。

３　会議は，部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　部会長は，必要があると認めるときは，部会に関係者の出席を求め，その意見または説明を聞くことができる。

（庶務）

第７条　部会の庶務は，環境部新廃棄物処理システム担当において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，会議の運営について必要な事項は，その都度，部会長が会議に諮って定める。

附　則

この要綱は，令和８年９月２日から施行する。

函館市次期廃棄物処理施設整備技術検討部会

区分 （分類）	所　属	職　名	氏　名
有識者 （土木）	独立行政法人　国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校 社会基盤工学科	教授	平沢　秀之
有識者 （地盤）	独立行政法人　国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校 社会基盤工学科	准教授	小玉　齊明
有識者 （環境）	国立大学法人 室蘭工業大学大学院　工学研究科 もの創造系領域土木工学ユニット	准教授	吉田　英樹
有識者 （資源循環）	公益社団法人 全国都市清掃会議	事務局長	河井　一広
有識者 （最終処分場）	特定非営利活動法人 最終処分場技術システム研究協会	正会員	是則　恭士